

【R17】ハラスメントに関する法律とその事例



パワハラ防止法はいかなる意味を持つのか、業務上の事由とみなされるパワハラとはどのようなものであるのか。認定基準見直しにおける厚労省検討会の議論、審査会委員 9 年の間に経験した事件などをもとに、ハラスメントに係る法的問題と産業カウンセラーの立場・役割についてお話をし、また、仮の事案を通じて法的思考を体得していただきたいと思います。(講師より)

日時

2020 年 11 月 15 日 (日) 10:30~15:30

(受付開始 9:15~)

講師

品田 充儀 厚生労働省労働保険審査会 前会長
品田充儀 法務・労務トラストマネジメント代表

会場

エル・おおさか 大阪市中央区北浜東 3 番 1 4 号

【参加費】 ≪協会会員≫ 7,700 円 ≪非会員≫ 9,000 円

【定員】 50 名 (先着順で受講料の入金確認により正式に受講確定。最小催行人数 17 名)

【対象】 日本産業カウンセラー協会会員、キャリアコンサルティング協議会会員、
講座内容に興味のある方

【ポイント】 5 ポイント (会員の方は資格登録証をご持参ください。)

【留意点】 ご登録いただいた個人情報は、本講座の運営・連絡以外には使用いたしません。
連絡は原則として E-mail で行います。

当日の講座会場への連絡はできません。平日 9 時から 17 時に事務局をお願いします。

※本講座は、講師育成講座 (基礎研修) 「ハラスメント知識と対策」に該当します。

申込方法

関西支部ホームページ (<http://jica-kansai.jp>) の各講義・講座を選択し、
Web よりお申し込みください。

右の QR コードから関西支部の各講義・講座にアクセスできます。

